

継続

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

殿

警察庁丁規発第47号、丁交企発第49号
令和8年3月13日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長

「中小小売商業振興法等の制定について」に定める様式について(通達)中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)、中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)及び中小小売商業振興法施行規則(昭和48年通商産業省令第100号)の施行に伴う交通警察の運営上の留意事項については、「中小小売商業振興法等の制定について」(昭和48年12月5日付け警察庁丁規発第86号ほか。以下「通達」という。)により、道路使用許可を得る見込みがあることを証する書面の様式(以下「旧様式」という。)を含め、示していたところである。

この点、「行政手続における押印等の取扱いに係る緊急対応について(通達)」(令和2年6月30日付け警察庁丁企画発第351号ほか)により、法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要な書類に押印等を求めている手続については、都道府県公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととする旨が示達されたことを踏まえ、今般、通達で示している押印欄を定めた旧様式を削除し、別添のとおり、新たな様式を加えることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

旧様式により使用されている書類は、当分の間、本通達による改正後の様式によるものとみなし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【継続措置状況】

初回発出日：令和3年3月8日

(有効期間：令和8年3月31日)

別添

道路使用許可を得る見込みがあることを証する書面

<p>道路使用許可見込確認申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警 察 署 長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申込者 氏名</p>			
道路使用の目的			
場 所 又 は 区 間			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
方 法 又 は 形 態			
添 付 書 類			
現 場	住 所		
責任者	氏 名	電 話	
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">道路使用許可見込確認書</p> <p>上記のとおり許可する見込みがあることを証する。ただし、次の事項を遵守すること。</p>			
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長 印</p>			

- 備考
- 1 申込者が法人であるときは、申込者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。